

# 標準報酬月額の時決定について

## 標準報酬月額と時決定

職員共済組合の掛金や保険料等の算定の基礎となる金額のことを「標準報酬月額」といい、原則として、年1回、毎年4月から6月までの報酬の平均額を基に決定し、その年の9月から翌年8月までの1年間適用します。（この決定方法のことを「時決定」といいます。）

ただし、7月から9月までのいずれかの月を改定月とする随時改定又は育児休業終了時改定等に該当している場合は、随時改定等が時決定に優先されるため、時決定が行われません。

※ 報酬とは、労働者が事業主から受け取る全ての給料、諸手当が対象になります。諸手当には、通勤手当、住居手当、扶養手当、地域手当、管理職手当、時間外勤務手当等が挙げられます。

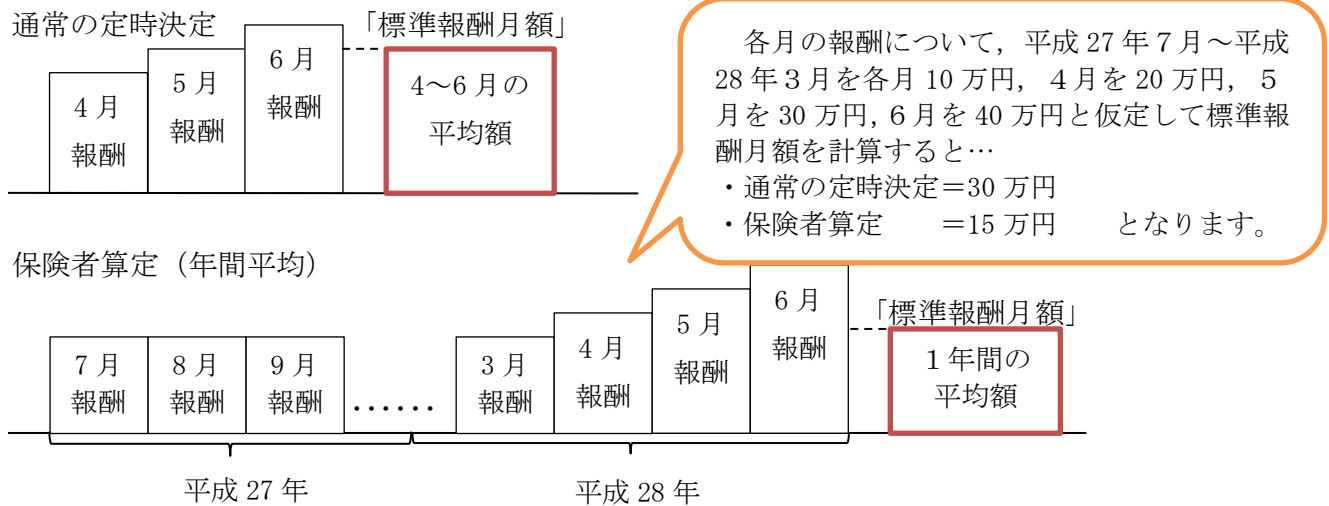
## 年間報酬の平均による保険者算定

時決定は4月から6月までの報酬の平均額を基に決定しますが、年度末・年度初が繁忙期である所属では、この期間に時間外手当が集中することで、時決定による標準報酬月額が通常受ける実際の報酬と著しくかけ離れる可能性があります。

このため、次の2つの要件を満たした場合に限り、直近の1年間（前年7月から当年6月）の報酬の平均に基づいて標準報酬月額を算定する、保険者（共済組合）による特例算定「保険者算定」ができます。

- ① 「4～6月の3か月間の平均により算定した標準報酬月額」と「前年7月～当年6月の1年間の平均により算定した標準報酬月額」の間に2等級以上の差が生じていること
- ② 2等級以上の差が業務の性質上、例年発生することが見込まれること（平成28年度においては、熊本地震に係る時間外手当による報酬の増加も対象とします。）

[イメージ]



## 保険者算定の申立書兼同意書を送付します

「4～6月の3か月間の平均により算定した標準報酬月額」より「前年7月～当年6月の1年間の平均により算定した標準報酬月額」が2等級以上低い組合員がいる所属に対して、該当者分の保険者算定の申立書兼同意書を送付します。

その差が例年発生する業務による時間外手当、又は、熊本地震に係る時間外手当によるものかを確認して、保険者算定を申立てるか判断してください。

※ 標準報酬の等級が下がると掛金額が減少しますが、併せて、将来受け取る年金や、育児休業手当金、傷病手当金等の短期給付金も減少しますので留意してください。